

議 案 目 次 そ の 2

議案第9号	平成24年度江差町水道事業会計補正予算(第2号)について……………	P	1
議案第10号	江差町公共下水道条例の一部を改正する条例について……………	P	3
議案第11号	工事請負契約の締結について……………	P	5

議案第9号

平成24年度江差町水道事業会計補正予算（第2号）について

（総則）

第1条 平成24年度江差町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第3条収益支出の予定額を次のとおり補正する。

支出

（単位：千円）

款	項	（既定予定額）	（補正予算額）	（計）
1 収益的支出		438,038	9,828	447,866
	1 営業費用	332,771	9,828	342,599

平成24年 9月11日 提出

江差町長 濱谷 一 治

提案理由

平成24年度江差町水道事業会計予算の調整後に生じた理由に基づいて、既定の予算に追加する必要が生じたため。

議案第10号

江差町公共下水道条例の一部を改正する条例について

江差町公共下水道条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成24年9月11日提出

江差町長 濱谷 一 治

提案理由

下水道法施行令の一部改正により、下水道を使用する特定事業場に対する排除基準に関する規定について変更する必要が生じたことによる。

江差町公共下水道条例の一部を改正する条例

江差町公共下水道条例（平成14年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中第41号を第42号とし、第27号から第40号までを1号ずつ繰り下げ、第26号の次に次の1号を加える。

(27) 1・4－ジオキサン 1リットルにつき0.5ミリグラム以下

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第11号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年江差町条例第15号）第2条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 平成24年度 農業体質強化基盤整備事業暗渠排水整備工事 |
| 2 工事場所 | 檜山郡江差町北部地区一円 |
| 3 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 4 契約の金額 | 70,350,000円 |
| 5 契約の相手方 | 田畑・道南土木経常建設共同企業体
代表者 檜山郡江差町字伏木戸町634番地
株式会社 田畑建設
代表取締役 田畑 昌伸 |

平成24年9月11日提出

江差町長 濱 谷 一 治

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付す契約が予定価格50,000,000円以上の工事の請負契約であるため。